

日本知能情報ファジィ学会九州支部年次貢献賞規程

2017年 3月 31日(制定)

(総則)

第1条 この規程は、日本知能情報ファジィ学会九州支部規約（以下、「支部規約」という）第4条に掲げる研究の奨励と推進を達成するために、日本知能情報ファジィ学会九州支部支部長（以下、「支部長」という）が設ける表彰制度「支部長賞」に関わる全般的事項について定める。

(設置)

第2条 支部長賞として年次貢献賞を設ける。

(目的)

第3条 支部規約第5条に定める本支部が行う事業や共催・協賛事業等において、開催地の運営や無償での講演などを通して、学会に関連する学問・技術におけるその普及・発展に貢献するところが大きいと認められた者に年次貢献賞を贈呈し、もって、感謝の意を表するとともに引き続きの協力を願う。

(受賞の決定)

第4条 年次貢献賞受賞者の決定は、支部長の推薦に基づき支部役員会が行う。

第5条 年次貢献賞は毎年度1回決定される。ただし、該当者がいないこともある。

(表彰の公表)

第6条 受賞者は次年度の支部総会において表彰される。

(規程の改廃)

第7条 本規程の改廃は支部役員会の議決を経るものとする。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、年次貢献賞に関して疑義が生じた場合は、支部役員会において審議する。

附則

1. 本規程は2017年3月31日より施行する。
2. この規程施行の際、すでに表彰された者は、この規程により決定されたものとみなす。